

## 平成26年度幸田町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この方針を定める。

### 2 定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

### 3 適用の範囲

この調達方針は、町に属する全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項に定める施設等とする。

### 5 調達の推進方法

- (1) 福祉課は障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務に関する情報の収集に努め、各所属に情報提供を行い情報を共有化する。
- (2) 各所属においては、障害者就労施設等へ発注可能な物品等の優先調達について十分配慮する。

### 6 調達の対象とする物品等及び調達目標

本町において調達を推進する物品等及び優先調達目標は、以下のとおりとする。

調達対象種別	品目等	調達目標
物 品	花卉	100,000円
役 務	軽作業（封入）	250,000円

### 7 調達実績の公表

実績については、町ホームページ等の方法により、速やかに公表するものとする。

## 8 その他

- (1) 各課は、9月、3月末日における調達実績を福祉課に報告するものとする。
- (2) この調達方針に定めるもののほか調達方針の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

## 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

障害者就労施設等で就労する障害者、在宅で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、公的機関が物品や役務を調達する際に障害者就労施設等から調達を推進するために制定されました。地方公共団体は毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに調達実績を公表することとなっています。

### 平成26年度幸田町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

#### 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この方針を定める。

#### 定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

#### 適用の範囲

この調達方針は、町に属する全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

#### 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項に定める施設等とする。

#### 調達の推進方法

- ・福祉課は障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務に関する情報の収集に努め、各所属に情報提供を行い情報を共有化する。
- ・各所属においては、障害者就労施設等へ発注可能な物品等の優先調達について十分配慮する。

#### 調達の対象とする物品等及び調達目標

本町において調達を推進する物品等及び優先調達目標は、以下のとおりとする。

調達対象種別	品目等	調達目標
物 品	花卉	100,000円
役 務	軽作業（封入）	250,000円

#### 調達実績の公表

実績については、町ホームページ等の方法により、速やかに公表するものとする。

## 障害者就労施設等からの物品の調達について（お願い）

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため「平成26年度幸田町障害者就労施設等からの物品の調達方針」を制定しました。

趣旨は障害者就労施設等で就労する障害者、在宅で就労する障害者の経済面の自立を進めるため公的機関が物品や役務を調達する際に優先的に障害者就労施設等からの調達を推進するものです。

つきましては、従来地域活動支援センターつどいの家で栽培しています花卉（パンジー、マリーゴールドの苗の購入）及び軽作業（通知書等封入作業）を調達頂いていますがこれを更に拡大するとともに、近隣市町にあります障害者就労施設等から記念品などを調達するよう併せてお願いします。

\*障害者福祉サービス事業所等取扱物品及び役務リスト（別添のとおり）

【一例】	岡崎市	ワークスあおい	鍋つかみ	150円
	西尾市	多機能型事業所にしお	かやふきん	要相談
	蒲郡市	わくわくワーク大塚	立体布マスク	300円